

一般財団法人 全国自治協会建物災害共済業務規程

(昭和55年 6 月27日 制 定)

第1章 総 則

(通 則)

第1条 一般財団法人全国自治協会公有物件災害共済規約（以下「規約」という。）第3条第1号に掲げる建物災害共済事業の運営は、規約に定めるもののほか、この規程の定めるところにより行うものとする。

(他の法令の準用)

第2条 この規程に定めのない事項については、保険法の例によるものとする。

(定 義)

第3条 この規程中次に掲げる用語は、別段の定めがある場合を除きそれぞれ次の意味に用いる。

- 一 「共済の目的」とは、この共済事業に共済委託する建物、工作物ならびに建物内に収容されている動産（以下「建物および動産」という。）をいう。
- 二 「災害共済基金分担金基率」とは、共済基金分担金（以下「分担金」という。）の共済責任額に対する割合をいう。
- 三 「共済責任額」とは、共済の目的の共済委託契約額をいう。
- 四 「再調達価額」とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築又は再取得するに要する価額をいう。
- 五 「時価額」とは、共済の目的の再調達価額から経年の減価償却額を控除した価額をいう。

(共済委託団体の範囲)

第4条 この共済に共済委託できる者は、次の各号に掲げる団体とする。

- 一 町村
- 二 町村等で組織若しくは設置する地方自治法に規定する特別地方公共団体
- 三 系統町村会等
- 四 町村合併によって市制を施行する団体
- 五 市と合併した町村で引続き共済委託を希望する団体
- 六 共済委託期間中に市制を施行した団体
- 七 その他町村等関係団体で理事長が認めたもの

(共済の目的の範囲)

第5条 この共済に委託できる共済の目的は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条の団体が所有する建物および動産
 - 二 前条の団体が使用、管理している建物および動産で災害により損害が生じた場合、直接団体が財産の損害を蒙るもの
2. 前項に規定する建物には、畳、建具その他の従物および電気、ガス、給排水、暖冷房、昇降設備、その他これに準ずる付属設備を含むものとする。
3. 次の各号に掲げるものは、共済の目的とすることはできない。
- 一 通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずる物
 - 二 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに準ずる物
 - 三 家畜、家きん、植物、その他これらに準ずる物

第2章 損害のてん補

(てん補責任)

第6条 本会は、共済の目的について生じた次の各号に掲げる損害（消防又は避難に必要な処置によって生じた損害を含む。）を、この規程の定めるところによりてん補する。

- 一 火災による損害
 - 二 落雷による損害
 - 三 破裂又は爆発による損害
 - 四 建物又は工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害。ただし、粉じん、煤煙、その他これらに類する物の落下若しくは飛来による損害および第8号による損害を除く
 - 五 車両の衝突又は接触による損害
 - 六 破壊行為によって生じた損害
 - 七 第1号から第6号および第8号から第10号又は第26条に定める損害に該当しない不測かつ突発的な事故によって建物に定着するガラスについて生じた破損損害
 - 八 風水害による損害
 - 九 雪害による損害
 - 十 土砂災害による損害
2. 前項第4号から第10号までに掲げる損害については、1回の災害によって生じた損害の額が1万円以上の場合に限りてん補する。

(損 害 額)

第7条 共済の目的に損害が生じた場合において本会がてん補すべき損害の額の算定は、損害が生じた時における共済の目的の再調達価額による。ただし、第16条第3項に規定する共済の目的については時価額による。

2. 前項の規定により損害の額を決定する場合において残存物があるときは、その価額を控除する。

(てん補額)

第8条 損害が発生した場合において、本会がてん補する金額（以下「共済金」という。）は、前条の規定による損害額とする。ただし、共済責任額をもって限度とする。

なお、共済責任額が罹災時における共済の目的の再調達価額を上回る場合は再調達価額をもって限度とする。

2. 前項の場合において、共済責任額が共済の目的の罹災時の再調達価額に達しないときは、共済責任額の再調達価額に対する割合により、共済金を決定する。

3. 第16条第3項の規定により共済基準額を時価額により共済委託契約を行なった場合は、前項の「再調達価額」を「時価額」と読み替えて共済金を算定する。

4. 第6条第1項第3号に掲げる損害についての共済金は、1回の事故により算定した額が2億円をこえるときは、2億円を限度とする。

5. 第6条第1項第8号に掲げる損害についての共済金は第1項から第3項までの規定により算定した額の100分の50を乗じて得た額とする。

(他の契約がある場合のてん補額)

第8条の2 共済の目的につき1の共済委託契約と同時に又は時を異にして締結された他の共済委託契約等（損害てん補額の算出に関し当該共済委託契約と約定を異にする契約を含む）がある場合において、それぞれの契約につき他の契約がないものとして算出したてん補責任額の合計額が損害額をこえるときは、当該共済委託契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合により、てん補額を決定する。

2. 前項の場合において、他の共済委託契約等に他の契約がないものとして算出したてん補責任額の全額を支払う旨の約定があるときで、かつ他の共済委託契約等から保険金又は共済金がすでに支払われている場合には、再調達価額を基準にして算出した損害額から他の共済委託契約等から支払われた保険金又は共済金を差し引いた残額を支払う。

ただし、当該共済委託契約でてん補すべき共済金を限度とする。

(免 責)

第9条 本会は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害はこれをてん補しない。

- 一 共済委託団体の長若しくは業務執行機関又はこれらを補助する者（以下「委託団体の長」という。）の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
- 二 共済の目的の紛失又は盗難による損害
- 三 共済の目的の自然の消耗若しくは劣化又は性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由又はねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- 四 共済の目的の擦傷、搔き傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷又は汚損であって、共済の目的の機能に支障をきたさない損害
- 五 居住中の故意若しくは過失事故（火災、破裂又は爆発事故は除く。）により、居住者が占有する戸室のガラスについて生じた損害
- 六 原因の直接なると間接なるとを問わず核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有害な特性作用又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- 七 原因の直接なると間接なるとを問わず戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動及びテロ行為によって生じた損害
- 八 原因の直接なると間接なるとを問わず地震、噴火又は津波によって生じた損害
（損害の調査）

第10条 共済の目的について損害が生じたときは、本会は、損害状況等について調査することができるものとし、委託団体の長は、これに協力しなければならない。

（第三者の行為による損害）

第11条 共済の目的につき生じた損害が第三者の行為によるものである場合において共済委託団体（以下「委託団体」という。）が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、本会はその価額の限度で共済金を支払う義務を免れる。

（共済金の支払請求）

第12条 委託団体が共済金を請求する場合は、建物災害共済金請求書、共済委託承認証および次に掲げる書類を添えて、速やかに都道府県町村会を経て本会に請求しなければならない。

このために必要な費用は当該団体の負担とする。

- 一 関係官署の罹災証明書
- 二 損害額明細書（支払請求書又は工事請負契約書）
- 三 共済の目的の罹災時における再調達価額見積書
- 四 当該共済の目的の配置図
- 五 罹災物件の平面図

六 罹災状況の写真

七 その他本会が必要とする書類

2. 本会は、当該請求に係る共済事故及びてん補損害額の確認をするために必要な期間を要する場合を除き、速やかに共済金を当該委託団体に支払うものとする。

3. 都道府県町村会において罹災現場の状況を確認し、かつ損害の額が推定された時は、当該団体の要請に基づきその推定共済金の80%を限度として仮払金を支払うことができるものとする。
(共済金支払後の共済委託契約)

第13条 共済金の支払額が1回の災害につき共済責任額の5分の4に相当する額をこえたときは、共済委託契約は、その共済金支払の原因となった災害の発生したときに終了するものとする。

2. 前項の場合を除き、本会が共済金を支払った場合においても、共済委託契約の共済責任額は、減額しないものとする。
(超過契約による分担金の返戻)

第14条 損害が発生し共済の目的の共済責任額が損害発生時の共済の目的の再調達価額を上回っている場合で、委託団体の善意であって、かつ重大な過失がないときは、再調達価額を上回っている部分についての共済責任額に対する分担金は返戻するものとする。

第3章 共済委託契約

(共済委託の手続)

第15条 本会に共済委託をしようとする団体は、共済の目的ごとにその名称、所在地、用途、構造、面積、共済基準額、共済加入率（共済に委託する割合）および共済責任額その他必要事項を情報処理機器の通信手段を媒介し、共済期間の開始する日より以前の日までに都道府県町村会に申込み、本会の承認を受けなければならない。

2. 本会は前項の申込みを受理したときは、申込みの内容を審査し、その申込を承認したときは、共済委託承認証を当該団体に送付するものとする。

3. 前項により承認した場合は、共済委託契約は、都道府県町村会において申込みを受理した日に遡及して契約が成立したものとし、共済委託承認証に記載された共済期間についててん補責任が生ずるものとする。

4. 第2項において本会が申込みを承認しないときは、その旨を当該団体に通知するものとする。
(共済基準額)

第16条 前条に掲げる共済基準額は、共済の目的の共済委託時の再調達価額に相当する額とする。

2. 前項に定める共済基準額は都道府県単位に標準的共済基準額を定めることができるものとする。

3. 共済の目的が次の各号の一に該当するときの共済基準額は前項の規定にかかわらず当該共済の目的の時価額に相当する額とする。

- 一 罹災した場合、復元（再調達）を要しない建物及び動産
- 二 継続的に使用されていない建物及び動産
- 三 仮設又は取りこわし予定の建物

(共済責任額)

第17条 第15条第1項に掲げる共済責任額は、前条の共済基準額に共済加入率（10%から100%までの5%きざみの19種の率）を乗じて得た額とする。ただし、動産のうち貴金属、宝石、模型、書画、骨とう、その他の美術品についての共済責任額は一点又は一組1億円を限度とする。

2. 損害の発生する危険度が著しく高い共済の目的について、委託団体の負担の衡平を損う虞があると認められるときは、本会は共済責任額を制限し、又は共済委託契約を承認しないことができる。

(共済期間)

第18条 共済の委託期間は、1年とする。ただし、本会がやむを得ない事由があると認めた場合は1年を超える期間、又は1年未満の期間を委託することができる。

2. 本会の共済責任は、共済委託承認証に記載された共済期間の初日の午後4時に始まり、最終日の午後4時に終わる。

3. 本会は、共済期間開始後であっても、分担金収納前に発生した損害はこれをてん補しない。ただし、第19条第4項により分担金を納付した場合は、この限りでない。

(分担金)

第19条 規約第4条に基づき、毎共済期間、本会に対し払込む分担金は第15条の規定により本会が承認した共済責任額に、別表「建物災害共済基金分担金基率表」中の基本基率を乗じて得た額とする。

2. 前条第1項ただし書の規定による分担金の額は、前項で算出した額に対する日割計算の方法によって算出した額とする。

3. 本会は第15条第2項により、共済申込を承認したときは、本会は共済委託承認証に基づく分担金を算定し、分担金額通知書を当該団体に送付するものとする。

4. 前項の分担金額通知書を受理した団体は、分担金額通知書記載の分担金を本会が指定する日までに都道府県町村会を経由して本会に納付しなければならない。

5. 前項の分担金の納付がなかったときは、第15条第3項による共済委託契約は成立しないものとする。

(共済の目的の調査)

第20条 本会は、委託団体の協力を得て、共済の目的について調査をすることができるものとする。

(共済委託契約の解約)

第21条 委託団体は、共済の目的が、第13条第1項に該当しない事由に因り滅失したとき、又は所有権、若しくは占有権が異動したときは、共済委託契約を解約するものとする。

2. 前項のほか解約の事由（第13条第1項に該当する場合を除く）が生じた場合は、共済委託契約を解約することができる。

3. 前2項に定める解約は、その事由が生じた日から30日以内に申し出なければならない。

4. 前項の場合において、本会はその事実のあった日を共済期間の終期とし、既に収納した分担金からその分担金の既経過期間に対する日割計算の方法によって算出した額を差引いた残額を返戻する。

(共済期間中の構造および用途等の変更)

第22条 共済の目的に構造又は用途等の変更により分担金の額に異動を生ずべき事由が発生したときは、30日以内にその旨を都道府県町村会を経由し本会に申し出なければならない。

2. 前項による変更が生じた場合は、本会は前項による変更後の分担金額を第19条第2項に準じ算定し、当該団体に通知するものとする。

3. 第1項に掲げるもののほか、共済委託承認証の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生した時は、同項に準じ申し出なければならない。

第4章 委託団体の義務

(管理上の義務)

第23条 委託団体の長は、共済の目的に生ずる危険を未然に防止するよう努めなければならない。

(損害の速報)

第24条 共済の目的について、第6条に掲げる損害が生じた場合は、当該委託団体は、その損害の概要について都道府県町村会を経由し、本会に速報しなければならない。

(災害発生時の義務)

第25条 共済の目的に災害が発生したときは、委託団体の長は次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

一 損害の拡大防止、軽減に努めなければならない。

二 他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全又は行使についての必要な手続きを行わなければならない。

第5章 災害見舞金

(災害見舞金の交付)

第26条 本会は、共済の目的について地震、噴火又はこれらに因る津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失（以下「地震災害」という。）によって損害が生じたときは、災害見舞金を交付する。

2. 災害見舞金は、1回の地震災害により生じた損害の額が3万円以上の場合に交付する。

(災害見舞金の額)

第27条 本会が交付する災害見舞金の額は、第8条の規定を準用して算出した金額に100分の15を乗じて得た額とする。

2. 共済の目的が第6章に掲げる委託割合条件付実損共済特約による共済委託契約の場合は、前項「第8条」を「第34条」と読み替えるものとする。

(災害見舞金の交付限度額)

第28条 1年度内に生じた地震災害に因る損害に対して本会が交付すべき災害見舞金の総額（以下「見舞金総額」という。）は、前年度末現在における異常危険準備金及び運営準備積立金の額並びに基金積立金の額の合計額の100分の5に相当する額（以下「交付限度額」という。）を限度とする。

2. 1年度内に生じた地震災害に因る損害に対して見舞金総額が前項の交付限度額を超えることとなる場合の災害見舞金の額は、前条の規定により算定した額に見舞金総額に対する交付限度額の割合を乗じて得た額とする。

(災害見舞金の交付時期)

第28条の2 災害見舞金は、地震災害を受けた日の属する年度の翌々年度末までに交付する。

(災害見舞金の仮払い)

第28条の3 本会は、前条の規定にかかわらず、地震災害を受けた団体の申請に基づき、第27条の規定により算定した災害見舞金の額の80%を限度として仮払金を交付することができる。

2. 前項の仮払金は、第27条の規定により算定した災害見舞金の額が10万円以上の場合に交付する。

3. 第1項の仮払金の限度額は、2,000万円とする。

4. 第27条の規定により算定した災害見舞金の額と仮払金の額との差額の交付時期は、前条の規定を準用する。

5. 仮払金の交付を受けた団体は、当該仮払金の額が第28条第2項の規定により算定した額を超えるときは、その超える金額を返還するものとする。

6. 1年度内に生じた地震災害に因る損害が著しく甚大で見舞金総額が交付限度額を超えると推

定される場合は、仮払金の交付を制限することができる。

(災害見舞金の交付申請手続)

第29条 災害見舞金の交付を受けようとするときは、災害見舞金交付申請書、共済委託承認証に第12条第1項第2号から第7号に掲げる書類（同項第2号の書類について本会が特別の事情があると認めた場合にあっては、これに代わる書類）を添え、地震災害を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに都道府県町村会を経由して、本会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、本会は必要に応じ、委託団体に対して更に資料の提出を求めることができる。

(甚大な地震災害等の災害見舞金の交付時期及び交付申請手続の特例)

第29条の2 第28条の2及び前条の規定にかかわらず、著しく異常かつ激甚な被害が発生し、災害対策基本法に基づき緊急対策本部が設置された場合その他の甚大な地震災害が発生した場合及び共済の目的の損害の状況について本会が特に必要があると認める場合の災害見舞金の交付時期及び交付申請手続については、理事会が別に定める。

第6章 委託割合条件付実損共済特約

(委託割合条件付実損共済特約)

第30条 委託団体は、共済の目的のうち、耐火構造の建物（住宅物件を除く。）ならびにこれに附属する設備、装置および据付機械については、委託割合条件付実損共済特約（以下「実損特約」という。）による共済委託契約をすることができる。

2. 実損特約による共済委託をしようとするときは、申込書に第31条に掲げる「実損特約委託割合」及び別表第5に掲げる「実損係数」を明記しなければならない。

(実損特約委託割合)

第31条 この特約における共済基準額に対する実損特約委託割合（以下「委託割合」という。）は、次のとおりとする。

共済の目的 の共済基準 額に対する 委託割合	% 30	% 40	% 50	% 60	% 70	% 80
---------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(実損特約の共済責任額)

第32条 この特約における共済責任額は、共済の目的の共済基準額に対し、前条に掲げる委託割合を乗じた額とする。

(実損特約の分担金)

第33条 この特約における分担金は、前条の共済責任額に別表「建物災害共済基金分担金基率表」中の実損特約特別基率を乗じて算定した額とする。

(実損特約の共済金の額)

第34条 この特約に係る共済の目的に損害が生じた場合、共済責任額が損害発生時における共済の目的の再調達価額に第31条に掲げる委託割合を乗じて得た額を下らない場合は、共済責任額を限度として、損害額を共済金として支払う。

2. 共済責任額が損害発生時における共済の目的の再調達価額に第31条に掲げる委託割合を乗じた額に満たない場合には、その額に対する共済責任額の割合により共済責任額を限度として共済金を支払う。

第7章 異議の申立て

(異議の申立て)

第35条 共済金の支払いに関し、不服のある委託団体は、理事長に対し、異議の申立てをすることができる。

2. 前項の異議の申立ては、共済金の額を知った日から30日以内に書面をもって行わなければならない。

3. 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、理事長は速やかに理事会に諮って、審査を行ない、その結果を30日以内に委託団体に通知しなければならない。

第8章 雑 則

(消滅時効)

第36条 委託団体の共済金を請求する権利、分担金の返還を請求する権利は、3年間行わないときは時効によって消滅する。

2. 前項の委託団体の共済金を請求する権利の消滅時効の起算日は、共済金支払いの対象となる災害が生じた日とする。

(質入等の制限)

第37条 共済金の支払を請求する権利は、本会が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(理事長への委任)

第38条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1. この規程は昭和55年7月1日から施行する。

(他の規程の廃止)

2. 〽全国自治協会災害共済事業実損共済規程（昭和36年10月1日施行）、ガラス破損危険担保特約共済規程（昭和54年10月1日施行）、災害見舞金規程（昭和39年9月1日施行）は、この規程の施行の日からこれを廃止する。

附 則

この規程の一部改正は昭和58年4月1日から施行し、同日以後の日に共済期間の開始するものからこれを適用する。

附 則

この規程の一部改正は昭和59年4月1日から施行し、同日以後の日に損害を受けたものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は昭和61年4月1日から施行し、同日以後の日に損害を受けたものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は平成2年4月1日から施行し、同日以後の日に共済期間の開始するものからこれを適用する。

附 則

この規程の一部改正は平成3年4月1日から施行する。ただし、施行日前に発生した損害については改正前の規程を適用する。

附 則

この規程の一部改正は平成7年4月1日から施行し、同日以後の日に共済期間の開始するものからこれを適用する。

附 則

この規程の一部改正は平成9年4月1日から施行し、同日以降の日に損害を受けたものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成10年4月1日から施行し、同日以降の日に損害を受けたものか

ら適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成11年4月1日から施行し、同日以降の日に損害を受けたものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成12年4月1日から施行し、同日以降の日に損害を受けたものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成13年4月1日から施行し、同日以降の日に損害を受けたものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の第26条及び第28条から第28条の3までの規定は、施行の日以後に共済期間が開始するものから適用し、同日前に共済期間が開始しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程の一部改正は平成16年4月1日から施行し、同日以後の日に共済期間が開始するものからこれを適用する。

附 則

この規程の一部改正は平成17年4月1日から施行し、同日以降の日に損害を受けたものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は平成17年9月15日から施行し、平成17年10月1日以降の日に損害を受けたものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は平成19年1月30日から施行する。ただし、当分の間、従前による共済委託申込みができるものとする。

附 則

この規程の一部改正は、平成22年5月1日から施行する。ただし、改正後の第36条の規定は、平成22年4月1日以後の日に共済期間が開始するものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1

項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

ただし、第12条の改正規定、第15条の改正規定、第19条の改正規定、第22条の改正規定、第24条の改正規定、第29条の改正規定は、平成25年4月1日から施行し、改定後の第28条第1項の規定は、平成24年4月1日以降の日に損害を受けたものから適用する。

附 則

この規程の一部改正は平成29年4月1日から施行し、同日以後の日に共済期間の開始するものからこれを適用する。

附 則

この規程の一部改正は令和2年4月1日から施行し、同日以後の日に共済期間の開始するものからこれを適用する。

附 則

この規程の一部改正は令和5年4月1日から施行し、同日以降の日に損害を受けたものから適用する。